

応札仕様書 (二次被ばく医療施設屋上防水及び外壁塗装工事)

1/2

条 件	応 札
1 本工事は平成 28 年度鹿児島県予算で賄われる事から、工期（検収期限）は、平成 29 年 2 月 28 日厳守とする。	
2 工事に必要な寸法は、別図“平面詳細図”、“立面図・断面図”を参照、又は現場調査にて採寸すること	
3 屋上防水塗装、外壁塗装共に材料、工法は官公庁仕様（または同等以上の仕様）とし、見積書と同時に材料や工法が分かる資料（カタログ等）を提出すること	
4 屋上防水塗装、外壁塗装とも仕上げ色は既存同色とすること	
5 請負業者は、作業日を当院と打ち合わせ決定し、作業日の 2 週間前までに工程表・作業時に使用する検査書（作業完了のチェックリスト等）・その他当院が必要とし要求する書類を提出すること	
6 指定された場所において作業・点検・確認・調整を行い、協力業者にて実作業を行う場合でも、作業責任者は請負業者とし現場立ち会いを行うこと	
7 工事中は、患者・来院者・職員に対し安全確保を第一に作業を進めること 通路の通行スペースなどは、随時十分に確保する。	
8 工事後に当院立ち会いの元、5 項の検査書に基づき完了検査を行う。	
9 作業完了検収は、8 項を完了し必要事項や取り扱いの説明を行い、その後検収報告書・廃棄物マニフェスト・完成図書（作業報告書・作業時検査書・作業写真・取扱説明書等含む）・その他当院が必要とし要求する書類をファイリングし 3 部提出した後行う。なお、提出書類に不備がある場合これを却下する。	
10 アフターメンテナンスや問い合わせ等が発生した時は、迅速に対応できること	
11 工事完了後、原則 10 年間は無償保証期間とし、保証範囲は工事範囲全体とする。 また、保証期間中のトラブル対応は工賃・部品代等原則無償対応とする。	
12 過去 3 年以内に、当院に対して納品または作業の実績があること 但し、実績がなくても施設用度課課長が承認した場合は可とする。	
13 見積金額（税抜き本体）は千円単位とし、合計金額は税込み金額にて提出すること 見積もり内訳は、設備費、材料費、労務費、諸経費が分かる内容とすること	

応札仕様書 (二次被ばく医療施設屋上防水及び外壁塗装工事)

2/2

条 件	応 札
1 4 工事の際に知り得た情報については、第三者に対し絶対に漏洩しないこと	
1 5 本件支払いは、原則検収月末日締め翌月払いとする。 但し、請負金額や当院状況により支払い月の変更を申し出ることあり得る。	
1 6 作業に関係する法令（騒音・振動関連防止法、建築基準法、廃棄物処理法（リサイクル法含む）等）及び社会福祉法人 <sup>恩賜</sup> <sub>財団</sub> 済生会遵守規程を遵守すること	
1 7 本件は予定価格を設定した一般競争入札による最低価格方式とし、必要書類を提出する際は、封書に封印をして提出すること。（様式 1・2 参照）	
1 8 本件を請け負う場合、当院と工事前に工事請負契約書を締結する。 なお、契約条項の中に独立した条項として「乙は、本件契約の履行に当たっては、社会福祉法人 <sup>恩賜</sup> <sub>財団</sub> 済生会法令遵守規定を理解し、誠実に業務を遂行する。」を記載することとする。	
1 9 本仕様に関して疑義が生じた場合には、その都度当院と相互協議する。	

○日付  
○社名（押印）